

## 2 4. 現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用

### 確認要領

(令和3年4月26日)

(目的)

第1条 この要領は、富良野市が発注する建設工事について、適正な施工体制の確保及び健全な建設業の育成を図ることを目的として、建設工事ごとに配置される現場代理人及び主任技術者等（監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）の継続雇用を確認するため、必要な事項を定める。

(対象建設工事)

第2条 継続雇用の確認の対象は、富良野市が競争入札により発注する建設工事とする。

(継続雇用の形態)

第3条 継続雇用とは、契約日において、現場代理人及び主任技術者等が当該工事受注者に直接的かつ恒常的に雇用されていることをいう。

(継続雇用の期間)

第4条 前条でいう恒常的とは、現場代理人及び主任技術者等が当該工事受注者に契約日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

2 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により主任技術者等の専任配置が必要とされる建設工事で、市長が認めるものについては、前項の規定に関わらず、現場代理人及び主任技術者等の恒常的な雇用期間を6か月以上求めることができる。

(継続雇用の確認方法)

第5条 現場代理人及び主任技術者等の継続雇用の確認のため、当該工事受注者は、現場代理人及び主任技術者等に係る次のいずれかの書類を提出しなければならない。なお、(1)から(3)については、当該工事受注者に契約締結日以前に3か月以上継続雇用されていることが確認できるものとする。

(1) 監理技術者資格者証の写し

(2) 健康保険被保険者証の写し

(3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(4) 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

2 過去に富良野市が発注した建設工事において、現場代理人及び主任技術者等であった者であって、継続雇用が認知できる者については、前項に規定する書類の提出を省略することができる。

(確認時期)

第6条 当該工事受注者は、契約締結後速やかに工事監督員に前条第1項各号のいずれかの書類を提出し、継続雇用の確認を受けなければならない。

(継続雇用疑義が生じた場合)

第7条 書類の不備又は提出遅滞等により、継続雇用疑義が生じた場合、富良野市は、当該工事受注者並びに当該現場代理人及び主任技術者等に対し、雇用契約書等の関係書類の請求及び事実関係の聞き取り調査等を行う。

(継続雇用が確認できない場合)

第8条 継続雇用の確認ができなかった場合(第11条に該当する場合を除く。)、又は虚偽の申し立てを行った場合、富良野市は契約締結の前後及び建設工事の進捗状況等を総合的に勘案した上、契約約款、建設工事競争入札心得、富良野市建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規定等に基づき、違約金徴収、契約解除、指名停止等必要な措置を講ずる。

(例外)

第9条 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更前の建設業者と3か月又は6か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも継続雇用関係があるものとみなす。

(雇用期間確認の免除)

第10条 富良野市建設工事等入札参加資格者のうち、市内業者に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用の日から3か月又は6か月を経過する以前に当該退職者を現場代理人及び主任技術者等(専任で配置しなければならない技術者を除く。)に配置する場合であって、第5条第2項の規定に該当する者については、第5条に規定する継続雇用の確認のうち継続雇用の期間(3か月又は6か月以上)の確認を免除するものとする。

(委託業務について)

第11条 競争入札により発注する測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託業務について、業務ごとに配置される技術者(管理技術者又は主任技術者等をいう。)の継続雇用を建設工事と同様に確認する。この場合、第3条、第4条第1項、第5条第1項第2号から第4号、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条を準用することとし、それぞれの条項中、「建設工事」を「業務」に、「現場代理人及び主任技術者等」を「技術者」に、「工事受注者」を「受託業者」に、「工事監督員」を「業務担当員」に読み替えるものとする。

(共同企業体)

第12条 この要領は、特定工事共同企業体の各構成員にも適用し、特定工事共同企業体の代表者に第5条の規定を適用するものとする。

(委任)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月26日以降に契約を締結する工事から適用する。